

授業料・入学金の減免について

小松市立高等学校では、災害により損害を受けられた方々に対して、授業料等の減免制度を設けております。詳しい申請手続きにつきましては、学校事務室にお問い合わせください。

授業料減免

【対象者】 家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼及び床上浸水の被害を受けた方で前年の所得金額が1,000万円以下の方

※ 高等学校就学支援金が認定されている方は対象外

【減免の額】 9,900円/月

【減免期間】 減免の申請を受理した日の翌月から年度の末日まで

入学金減免(令和7年度)

【対象者】 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により、保護者等の家屋が半壊以上(全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のいずれか)の被害を受けた方

【減免の額】 5,650円